

議案第 31 号

国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成7年3月10日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成 7 年 3 月 2 2 日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

国民宿舎事業の設置等に関する条例（昭和41年三朝町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表中 「客室 37 室  
大ホール洋会議室  
パブリックスペース  
サービススペース温泉プール」 宿泊定員170人 を  
休憩定員550人

「客室 40 室  
大・中会議場  
大宴会場  
パブリックスペース  
サービススペース」 宿泊定員175人 に改める。  
屋内大駐車場

附 則

この条例は、公布の日から施行する。